# 移民の受け入れを制限することはできるのか

氏名　鬼頭朋加
名列番号　031　学籍番号 1651020044
指導教員　足立英彦
令和 2 年 1 月 16 日

論文要旨

本論文では国境を越えての移動・移住を国が規制することの問題について検討する。豊かな国にとって、貧しい国からの移民・難民を受け入れることは国内でも賛否の的になる問題である。移民規制に関しての議論は自国にとってどのようなメリット、デメリットがあるかによって語られることが多い。しかし、国家の成員資格を問う移民難民の受け入れは、単にメリット、デメリットだけで考えられるものではないだろう。なぜその人が成員として認められるのか、認められないのか、国家が不当に権利を侵害していないかが問題になる。m本論文では移民には経済的な理由や安全を求めて移動する人々と、危機的な状況にあるわけではないが他国の文化などに魅力を感じて移住する人々がいると考える。危機的な状況にある人々に対して、充実した福祉制度や資源を持っている豊かな国々は経済的な再分配としての移民の受け入れを行うべきだとする浦山聖子の論文を紹介し、危機的な状況を脱するために行う移民・移住を受け入れるべきかの検討を行う。また、移民が規制されることは移動の自由をはじめ権利の侵害であるのではないかとして、権利としての移民・移住の検討を森村進の論文を紹介し、行う。今まで多く議論の的になってきた貧しい国から豊かな国への移民だけでなく、権利としての側面を合わせて考え、そのうえで、現状の移民を受け入れないという方針を取ることについての是非と移民の受け入れを制限することについて考える。

目次

はじめに
1. ジョン・ロールズの正義の 2 原理は国際社会には適用されないのか
2. 自国居住者中心主義
3. トマス・ポッゲ
4. 移動の自由
5. 侵害されている自由
6. 侵害された自由に対する反論は規制を正当化するのか
7. 自国の人間を優先すべきなのか
おわりに

はじめに

なぜ移民は規制されるのか。移住、移民をしようとするには大きく分けて 2 つの場合があるだろう。経済的な理由や自身の安全のために移動しなければいけないから移動する場合と、危険が迫っているわけではないが、違う文化に惹かれたなどの理由で移住する場合である。多くの場合問題になるのは前者だろう。福祉制度が充実した豊かな国にとって貧しい国からの移民は負担になることがあるからである。本稿では前半に貧しい国から豊かな国への移民を想定した援助としての移民の受け入れを、主に浦山聖子の論文に基づき検討し、後半では移動の自由に着目して、主に森村進の論文に基づき検討していきたい。

豊かな国が貧しい国や、情勢の不安定な国からの移民を受け入れることは、国際社会において、恵まれない国への援助の側面を持つ。援助を行うことが正義にかなっていないのならば移民は受け入れるべきではないといえるし、援助を行うことが正義にかなっているならば移民の受け入れを規制すべきではないといえるだろう。

## １．ジョン・ロールズの正義の 2 原理は国際社会には適用されないのか

豊かな国にとっての移民の受け入れは国際的な援助であるという側面に注目し、ロールズの正義の原則から移民受け入れを支持することが考えられる。ロールズは著作の中で、もっとも恵まれない人々の利益が最大になるような原則が採用され、そのような原則に従った社会制度が作られるべきだとした。貧しい国は経済的にも技術的にも不利であることが多い。国際社会にロールズの正義の 2 原理を適用するならば、豊かな国は貧しい国に対して制度的に支援を行うべきである。

しかしながらロールズ自身は、このような最も恵まれない人々の利益を最大化すべきという原則は、国内社会に限定されるものであるとした。つまり国際社会に正義の 2 原理を適用することを否定した。浦山は国内においてはもっとも不遇な人々に対しての何らかの補償が必要とされるとしながらも、国際社会において不利な国家に対する保障を正義としないことは哲学的一貫性の欠如ではないかという指摘があることを紹介している[1]。

この指摘に応えて、国内社会と国際社会は区別するべきというロールズ自身と、彼の支持者が国際社会に正義の原理が適用されないとする理由を浦山はいくつか示している。

ロールズ自身は正義の 2 原理を国際社会にまで発展させなかった理由をいくつか述べている。①すべての市民に価値ある生を可能にする社会が裕福である必要はない。②社会の発展を妨げる原因は天然資源の有無ではなく諸制度の背景にある公的な政治文化や人口過剰である。③秩序を樹立した後にも支援を続けることは政治的自立を侵すことになる。ロールズにとって重要なのは世界的な貧者の経済的社会的状況の改善ではなく、リベラルな社会

[1] 浦山聖子「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（一）」『国家学会雑誌』第 124 巻 7・8 号 636 頁。

と良識ある階層社会の正しい理由に基づく正義と安定性である。

このようなロールズの反論に対してはグローバルな分配的正義論が問題とするのは既存の制度的枠組みの評価であるのに対しロールズのモデルではより強い社会の利益に沿うような国際制度の形成を容認することになるという指摘がある。『正義の理論』においてロールズが主張した正義の2原理による基本的な社会制度の構成が世界のごく一部のリベラルな社会内部のみで実現されるべき理念にとどまるのかがロールズの回答からは明らかでない。

また、ロールズのこの回答に対してヒースは、そもそもロールズの正義の2原理は、個人の行為の評価に利用されるわけではないという二元論的立場に基づくため、同様に国家間の関係には適用されないのだとする説明を加えているが、これに対して浦山は、アレン・ブナキャンによる分配的正義の原理を含んだ諸国民の法が採用されると考える理由を挙げる。ひとつはこの分配的影響により各社会が独自の正義構造の実現を阻害されないようにするためであり、2つは烙印と化するほどの不平等を排し、人民としての自尊の社会基盤を確保するためである[2]。GATTのように、グローバルな基本構造はすでに存在している。

ロールズのいう正義の2原理を彼が国際社会に適用しないのは、国際社会と国内社会には何らかの違いがあると考えるためだろう。ヒースは、ロールズが社会を相互利益のための協働の企てととらえたことから、国際社会と国内社会では制度的文脈が異なる、つまり互利益的な協働を可能にするためには何らかの強制装置が必要であるがそれが存在しないために最も不利な人々の利益が最大になるよう行動しなければならない、とするロールズの原則は国際社会には適用されないとした。マイケル・ブレイク、トマス・ネーゲル、アンドレア・サンジョバンニもこのように国際社会と国内社会では制度的に違いがあるために区別されるべきだと主張している。浦山は、彼らは国内社会の諸制度をモデルとして国際社会について語ることを問題視していると考えており、国内社会の制度をそのまま国際社会に適用すべきではないという点については有効な提案であるとしている。しかし、国際正義論は国内モデル思想を放棄すべきという意見に関しては大沼保昭の言葉を用いて反論している。彼は国際法における国内モデル思考それ自体が問題なのではなく、国際社会の問題に国内社会を前提としたモデルを適用する思考の不可避性と問題性を意識しつつその条件、偏差、限界を明らかにしつつ国内モデルを用いるという自己の立場を対象化した方法が求められるとした[3]。

ロールズは正義の原理を社会制度の評価に利用するとしたために、正義の2原理によって支持される不利な人々への支援が国際社会に適用されない理由は、国内社会と国際社会の間には制度的な違いがあるためであるという主張が行われた。しかしながら、正義の2原

---

[2] 浦山聖子「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（二）」『国家学会雑誌』第124巻9・10号770頁。

[3] 同上，793頁。

理によるものでなくても、国内社会においては社会保障のような形で不利な立場の人々に対して支援が行われる。それではなぜ、ロールズの正義の２原理は国際社会には適用されないのか。

２．自国居住者中心主義

住む場所や所属する国家が同じであったり、異なっていたりすることで、他者に対して負う責任は変わるのだろうか。このような疑問に答える、国内社会と国際社会を区別する二つ目の代表的な議論は、宇佐美誠によって「自国居住者中心主義」と呼ばれる、政府は何よりも自国居住者にサービスを供する特別義務があるというものである。リチャード・ミラーは、同じ支援が国内の人々に向けられたならば軽減可能であったはずの負担に、国内の貧者が苦しめられる可能性があることが問題であるという。貧者は自身を苦しめる制度や政治過程に対して不信感を抱き、敬意をもって参加することが難しくなる。これは貧者を政治から締め出す、もしくは政治を正当な論拠なしに、単に他者に圧力をかける手段として扱うことになると言う[4]。

ミラーはネイションとは倫理的な共同体であると考える。我々は倫理的な絆を持つナショナルな同胞に対しては、同胞ではない人間一般に負う義務よりも、広範な義務を負う。ミラーにとって正義とは、各政治共同体の討議の中で練り上げられるものである。よって共同体によって正義の構想は異なり、共同体の自己決定が認められなければ正義の実践は不可能であるとする。また、我々はほかのネイションの自治を可能にするために義務を果たさなければいけない。その中でグローバルな経済再分配を行うことは共同体の決定を無意味なものとし、自治を阻害するとし、心の赴くままに行動してきた国に対して長期的な目標をもって行動してきた国が再分配を行わなければいけないのは不公正でもあると彼は言う。しかしながら、同時に各人が属する社会において最低限「きちんとした生活」を送るための基本的ニーズが満たされない場合には周囲の主体にはそれを解決する責任があるとともしている。これはミラーが共同体の決定を重要なものと考え、「きちんとした生活」を送ることができるような状況になければ自治が成立しないと考えるためである。ここで「きちんとした生活」を送ることができるようにするために周囲はどれほどの支援を行うべきかが定まらないという問題が起こるだろう[5]。

３．トマス・ポッゲ

ここまでで、浦山は国際的な経済的再分配のような援助は必要でないといった意見を紹介し、それに対しての反論を行っていた。ここから経済的に恵まれている国が不利な国に対して援助を行うべきであるとしている意見を挙げている。

---

[4] 浦山聖子．前掲書（注２）795 頁。

[5] 同上。

トマス・ポッゲは豊かな国家の居住民こそ世界的な貧困や生成・増産の原因を生み出しているという。富者によって形成され、貧者に負担が課される国際資源特権、医療品の知的財産権の保護制度的秩序がとられている中で、貧困を回避する代替的制度が存在するにも関わらず、それを採用していない。また、極度の不平等を遺伝的な障害や自然災害など、社会外的要因に帰することができない。ポッゲによれば豊かな人々は過分に地球上の天然資源を利用し、貧しい国家の支配層と結託して貧しい国家の一般の人々を天然資源の平等な利用から排除している。現在の豊かな人々と貧しい人々の地位の社会的起源は抑圧、奴隷制、大量虐殺などを含む征服と植民地化の歴史的過程にある。原因が不正である以上、その帰結である現状も無批判に受け入れられるべきでない[6]。

ポッゲは、今日、国際的に承認されている最低限の基準としての基本的人権が加害の判断基準になるとしているが、このような仮定的基準の主張は、一定の何かがすべての人に与えられるべきであるという分配的正義を前提としたものと考えられる。グローバル資源税の提案は、個人が何に対して正当なクレームを持つかという形では主張されていないものの、匡正的正義とは別の分配的正義の構想の一端として理解できる。経済格差があることで大きな影響力を手にした豊かな人々が、さらに自らの利益に沿うような制度的秩序が形成されるという主張からは一定の政治的資源もすべての人が具えるべき何かであると考えていることが窺える。

国境を越えた人の移動について論じるとは国家の成員資格について論じることである。国家の成員資格は国籍及び在留資格という法制度に依るものであるため、国家の成員資格は正義の問題である。国家とは、単に地理的区間を定めた領域的組織ではなく誰がどのような地位で属しているかが問題になる成員資格の組織でもある。そして国家の構成員としての国籍には法的経済効果がある。アイェレット・シャカールは、国籍が所有権と同様に希少な財へのアクセスとコントロールを支配するルールの体系を創設するものであるという。豊かな国家は国籍を持たない人々を公権力で排除することによって、国籍保持者の権利を守っている[7]。

## ４．移動の自由

グローバルな分配的正義の観点からは移民の受け入れとともに移動のコントロールが示唆される。このような提案には移動の自由の保障との衝突を考えることが必要だろう。いきたいところに行く自由を基本的自由の一つであると考える立場からは、それが大きな損失を伴っても、個人の移動に対するコントロールは許容されるべきではないとする。ジョセフ・カレンズは、個人の自由と平等を真剣に考慮するならば、国内を移動する自由の保障を

---

[6] 浦山聖子「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（四)」『国家学会雑誌』第125巻1・2号11頁。

[7]同上，23頁。

道徳的な要請として認める一方、国境を越えて移動する自由を各国家の裁量の問題とみる立場は意味をなさないという。彼は他者を拘束することによって利益を得ようとすることを問題視する。教育コストを返還させるために国内における就労を数年程度義務づけることは合理的であるとしつつ、頭脳流失による世界的な不平等の拡大という考慮に基づいて、豊かな国が移民・外国人の受け入れをやめることはパターナリスティックで偽善的であるという[8]。彼は、社会の成員資格は政治的権力によって決定しうるものではなく、社会において働き、生活することによると考える[9]。

カレンズのいうように移民規制が侵害している権利とそのような侵害を正当化するだけの理由、根拠が存在するか、そして、国家という組織が移民を規制する権利を持っているかを検討する。

移民規制賛成派が移民規制に賛成する理由には移民によって自国が不利益を被るからといったものが多いだろう。具体的には、移民によって自国の労働者の仕事が奪われること、福祉サービスの負担が増加すること、自国の文化崩壊を恐れることなどである。そして、そもそも移民を受け入れることは要請されないので、受け入れる必要はないというものである。

## ５．侵害されている自由

移民規制は、移動の自由、経済的自由、結社の自由などの自由権を侵害しているといえる。

移民規制はわかりやすく移動の自由を侵害していると考えられる。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は 12 条で、国内における移動の自由及び居住の自由と出国の自由を強く保障しているが外国に入国する権利には触れていない。

出国が自由な国でも入国に関しては多くの審査が行われる。日本国憲法は第 22 条で移転の自由、国籍離脱の自由を保障しているが、日本国籍を得るためには厳しい条件が必要であり、それは親が日本人であることを必要とするように、個人の行動によって左右される条件だけではない。このような規制が許される理由として、移動の自由を、その移動の目的をほかの方法によって解決することができれば、実際に移動する必要はないと考えるものと解釈することを挙げられる。

さらに移民規制は、多国間の人と人の間で労働契約を結ぶことを妨げる。加えて土地の所有権を自由に行使することも妨げる。土地の所有者は、自国の国民以外に土地を利用させることを選択することができず、他国の人にとっても土地利用の権利を奪うからである。これは契約の自由の侵害であるとも考えられる。また、結社の自由の侵害も、契約の自由の侵害

---

[8]浦山聖子「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（五・完）」『国家学会雑誌』第 125 巻 3・4 号 138 頁。

[9] 浦山聖子「移民の正義論―リベラルな平等主義とナショナリズムの関係―」日本法哲学会編『法哲学年報　リスク社会と法』（有斐閣 2009 年）168 頁から 174 頁。

とともに主張される。

このような経済的自由と私有財産権はそれ以外の個人的自由や政治的権利に比べて軽視されやすいが、移民の自由がない状態では多国間の国民が集まって活動することは難しい。結社の自由に関しては、これを移民規制擁護の根拠とすることもできる。しかし、これに対して、移民規制賛成派は、結社の自由には結社を結ばない自由として、自分の所属する国家という結社への参加を拒否する権利も含まれているので、移民規制はそれを保障しているとするのである[10]と主張する者、結社の自由の主体を個々人ではなく国家という共同体として把握し、国には自分が付き合いたくない外国人を排除する権利があるというものである[11]と主張するものがある。

侵害されているのはそれだけではない。自国の政治方針に反対するとき、宗教、風土に自分が合わないと感じたとき、私たちには選択する自由はないのだろうか。例えば日本では、間接民主制によって政治方針が決められている。少数派の意見の尊重がなされていたとしても、少数派は多くの場合自分の政治的、宗教的思想とは反した環境で生きることになる。自分の考え方とあった政治方針を取る他国への移民はこの問題を解決する。森村もこれに対して言及している[12]。しかしながら、それを踏まえて、民主主義の意義を市民としての積極的な政治参加自体の内在的価値に求める見方からの反論を紹介している。他国への移住が自由化されることは、人々を、政治を作り上げる主体ではなく提供されている政治を選択するだけの存在にしてしまうのではないかというものである。

## ６．侵害された自由に対する反論は規制を正当化するのか

いくつかの自由権が侵害されており、それに対して規制賛成派の意見が示されたが、賛成派の考え方にはいくつかの問題があるように感じられる。

移動の自由を、目的を達成できるならば、移動自体が規制されていても侵害されているものではないと考えるのは、移動の自由を単なる手段としてとらえている考え方である。基本的人権の定義については憲法学においても議論が重ねられている。移動の自由をどのようにとらえるのかによって移民規制が移動の自由を侵害しているといえるかどうかが変わってくるのだろうか。だが、『グローバルな正義』において森村が言うように[13]、このように移動の自由を狭めることには必要性が感じられない。基本的人権として移動の自由が保障されているならば、その限界はできるだけ狭めなければならないと考えるのが自然ではないだろうか。

---

[10] 森村進「移民の規制は正当化できるか？」宇佐美誠編『グローバルな正義』（勁草書房 2014 年）116 頁。

[11] 同上。

[12] 同上，119 頁。

[13] 同上,114 頁。

経済的自由の侵害に関しては、その侵害理由にも強引なところがあるかもしれない。移動の自由とも関係するが、現代では連絡手段や運搬技術が発達し、契約締結や土地利用は現実に移動しなくてもその目的を果たせる場合があるからである。例えば労働力の余っている国で作られた製品を輸入し、労働力の足りない国において消費することは入国の方法を経ずに実質的な労働力が移動したと考えていいだろう。ただし輸入品に関しても、多くの国が関税をかけていることや、一部輸入ができないものもある。しかしこれは十分な基本的例人権の保障とは言えない。前述のとおりの理由に加えて、例えば介護のような、実際の労働力を求められている場合には本人がそこに出向かなければ目的が果たせない。A 国に働けるが仕事のない人がいて、B 国に仕事はあるが働ける人がいないなら、単純に考えれば A 国の人は B 国で働けばよい。これには入国の権利は必要不可欠である。この入国の権利の必要性は結社の自由にも言えることである。結社の自由はその意義を「多人数が集会と同じく政治、宗教、芸術、学術ないし社交など、さまざまな共通の目的をもって、継続的に結合すること[14]」をいう。憲法学者の長谷部によれば、「結社が政治上・思想上の主義・主張を唱導するうえで極めて重要な役割を果たすことは疑いがな[15]」く、「自由な結社の保障は公権力や社会権力に個人が対抗する手段としても有効である。特に民主的政治過程を多様な利益集団の構想の過程ととらえる見方からすると、結社の自由は民主政の基本的な構成要素といえる[16]。」長谷部のいうような働きが、結社の自由にあるならば、同じ考え方を持つ人が意見を交換するだけでなく、同じ国に集まることは政治的な権利にも関わっているように軽視されてよいものではない。

## ７．自国の人間を優先すべきなのか

民主主義国家において、国民の意見は無視することのできない要素である。自国の民衆が反対しているということは国民が国の行先を決める民主主義国家にとって移民規制の理由になりえる。しかしながら同時に、多数派の意見によったものとしても人権が侵害されることを容認するなら、それには相当の理由が必要であるだろう。移民緩和に反対する理由の多くは移民が流入することによって自分たちの生活レベルが下がることだ。そのように考える理由は大きく 2 つある。1 つ目は自国の人間の仕事が奪われてしまうかもしれないことだ。住んでいたところから移動する移民は経済的に困窮していることが多い。そのため、一定程度の経済水準の国で働く人よりも低い賃金で仕事を引き受け、自国の国民が仕事を奪われてしまう可能性がある。移民緩和政策反対派の２つ目の理由は、移民として入国した人が自国の福祉サービスを利用することで、福祉システムが受けいれきれず、崩壊してしまうことだ。移民の中には移住した国に利益をもたらす労働者や将来寄与が期待される子供た

---

[14] 芦部信喜『憲法』（第 6 版，岩波書店，2015 年）219 頁より引用。

[15] 長谷部恭男『憲法』（第 6 版，新世社，2014 年）225 頁より引用。

[16] 同上より引用。

ちだけでなく、社会保障によって生きていくしかない人がいるかもしれない。また、貧しい国から豊かな国へ移住する際には、社会保障を頼りに生きていく人が多い場合もあるだろう。大きな政府のように、社会福祉が厚い国においてはそのような福祉システムが機能しなくなってしまう、もしくはもともとその福祉サービスを受けていた自国の国民が、今よりも低いサービスしか受けられなくなるかもしれないことも考えられるのではないだろうか。

これらのような、移民の流入によって、自国の国民が不利益を被ることを防ぐためという理由は移民規制を正当化するのだろうか。国家は他国の人間よりも自国の人間を優先しなければいけない理由があるのだろうか。

外国人の豊かさよりも、自国内の国民の豊かさを求めるべきとするのはナショナリスト的な考え方であるといえるだろう。コスモポリタンである森村も、「政府は国民の信託を受けているのだから、人類全体の福祉ではなく自国民の意思を尊重すべきだ」という発想は、現実政治においてはむろんのこと、規範的な議論でもたやすく否定できない[17]。という。

コミュニタリアンとされるマイケル・サンデルは、移民の規制は自国の最も賃金の低い労働者を保護するために正当であるとする。自分の家族に対して愛着を持ち、ほかの人よりも優先することが道徳的に許されるように、アイデンティティを共有する集団は、その連帯の成員の行動に誇りや恥を感じる。このように同胞に対しての愛着は正統であるので、自国の労働者が職を失う可能性があるならば、移民を望む人の人権が侵害されても規制することができる。

政府が信託を得た国民に対して、その意思を尊重すべきという考え方に対しては、その信託が本当に存在するのかという疑問が生じる。日本では、国籍の取得は両親のうちどちらかが日本人であることが必要であり、そのほかの国でも、個人が選択できるような条件を掲げている国は少ない。このような現状で、国籍離脱の自由が保障されていたとしても、実際には離脱することは難しいだろう。私たちは自分で信託する国家を選択してはいない。サンデルはこれに対しても言及し、自由が必要であるという考え方を否定はしなかったが、物語と結び付いた理由によって、選択とは無関係の理由で連帯や成員の責務を負うことがある[18]のだと説明する。

古代政治学において、国家の最大の目的は正義や最高善の実現であった[19]。そのような考え方から、現代にいたるまで多くの政治学者が論を重ねているが、国家がなすべきことについての定義はいまだなされていない。自国の利益を追求すべきというナショナリストに対して、〈国民と外国人との間の区別には、どの政府が彼らを担当するのがよいかを決める便

---

[17]森村進．前掲書（注 10）122 頁。

[18] マイケル・サンデル『これからの正義の話をしよう』（早川書房，2011 年） 378 頁。

[19]和田泰一「マキャベリ」仲正昌樹編.『政治思想史の知恵　マキャベリからサンデルまで』（法律文化社，2013 年）14 頁。

宜的な手段としてしか正統性がない〉というコスモポリタン的な国家観[20]も存在するからである。このようにはっきりと決まっていない定義の中で、国家は自国の人間を最優先すべきかという問題を考えると、自然、議論はより多くの選択を個人が取れるものに結論が傾くのではないだろうか。

このように、自国の利益を追求すべきであるから移民を規制すべきであるとの考え方とはまた異なった方面からの反対意見も存在する。移民の流入はその国固有の文化を壊してしまう恐れがあるというものである。サンデルによれば個人の選択によらない連帯によって、アイデンティティの共有があるといったように、福祉国家の存続のためには国民間の社会的信頼をはぐくむための文化的アイデンティティが必要であるから、それを守るために移民規制は正当化できる。これに対してコールは福祉国家という制度があるからこそ、国民が連帯感を持つという反論を呈している。この二つの考え方では民族や国によって統一のアイデンティティがあることを前提としている。これはその国家の中で多数派である価値観への配慮であり、それ以外のその国のアイデンティティに対して反感を持つ人は逃げ場所を失っている。移民規制を緩和することによってその文化に共調する場所に移住することも可能になる。

おわりに

本稿では国内の移動が自由であっても国際的な移動が規制される場合があるのはなぜなのかについて先行研究を参考に紹介と検討を行った。日本国内の議論の際には、移民規制緩和賛成派は安い労働力を求めて外国人就労者を使い捨てにしようとしているとの批判が多い。これは移民を受け入れることが国際的な援助として行われるのならば、その目的が達成されていないという指摘ともとれる。援助を目的とした移民が認められないとしても、本稿では国際的援助としての移民の受け入れとともに、それとは独立して、国際的にも移動の自由が保障されるべきではないかという点からも移民受け入れの問題について検討を行った。その中で、国境にどのような意味があるのかを考えることもこの議論の一論点となれば、この問題のまた違った面が見えてくるかもしれない。移動の自由、団結の自由、財産権、政治的思想の自由の侵害を考えると少なからず侵害が存在しているといえる。実際に移民規制緩和を行った際には様々な問題が起こることはこれまでの他国の状況を見れば明らかであるが、自国の国民を優先し、移民を当然のように受け入れないことについても正義に反する問題が存在することが明らかになった。

---

[20] 森村進．前掲書（注 10）122 頁。

参考文献

・芦部信喜『憲法』（第 6 版，岩波書店，2015 年）
・浦山聖子「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（一）‐（五・完）」『国家学会雑誌』第 124 巻 7・8 号 612-661 頁、9・10 号 758-805 頁、11・12 号 857-888 頁、第 125 巻 1・2 号 1-40 頁、3・4 号 129-153 頁
・浦山聖子「移民の正義論―リベラルな平等主義とナショナリズムの関係―」日本法哲学会編『法哲学年報　リスク社会と法』（有斐閣 2009 年）168 頁から 174 頁
・ジョセフ・カレンズ（横濱竜也）『不法移民はいつ不法でなくなるのか』（株式会社白水社，2017 年）
・長谷部恭男『憲法』（第 6 版，新世社，2014 年）
・マイケル・サンデル（鬼澤忍）『これからの正義の話をしよう』（早川書房，2011 年）
・森村進「移民の規制は正当化できるか？」宇佐美誠編『グローバルな正義』（勁草書房，2014 年）107-130 頁
・和田泰一「マキャベリ」仲正昌樹編.『政治思想史の知恵　マキャベリからサンデルまで』（法律文化社，2013 年）